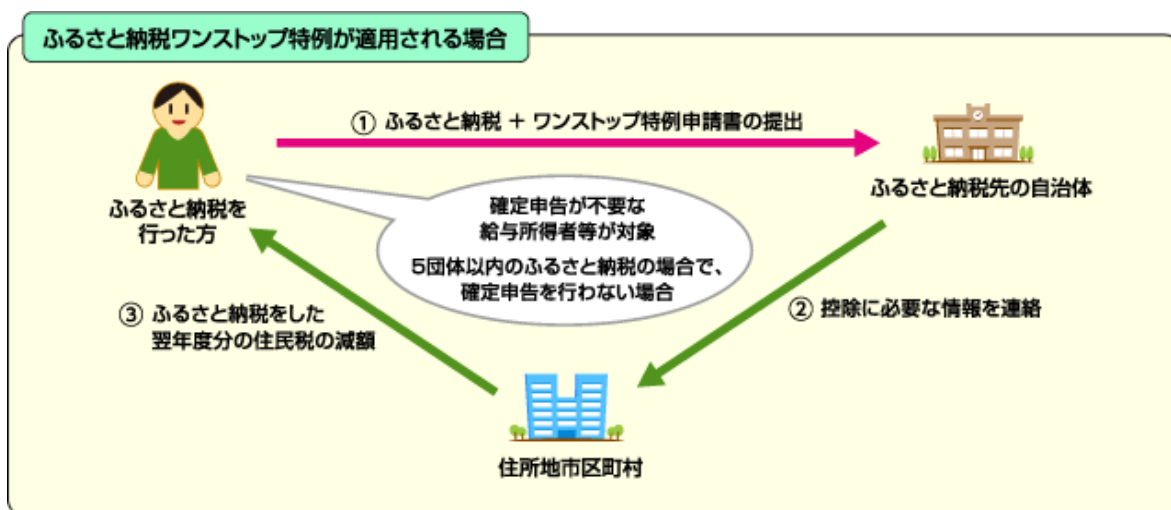


確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が 5 団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。



特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の 1 月 10 日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成 27 年 4 月 1 日以降に行うふるさと納税が対象です。平成 27 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までにふるさと納税を行っている方は、平成 27 年中のふるさと納税について控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります（平成 28 年以降のふるさと納税については、5 団体以内であれば、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることが可能です。）。

なお、5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。